

一般社団法人松本労働基準協会長 殿

松本労働基準監督署長



「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の取り組み推進と
熱中症対策に関する改正労働安全衛生規則の周知について

平素より、労働災害の防止をはじめ、労働行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年の長野県内の職場における熱中症による休業 4 日以上之死傷者数は、13 人となり前年に比べ 3 人の減少となったものの、過去には職場での熱中症による死亡者が発生しています。

長野労働局では、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（実施期間 5 月～9 月、重点取組期間 7～8 月）を展開するにあたり、本年 6 月 1 日施行の職場における熱中症対策に関する改正労働安全衛生規則の実施事項と併せて、より一層取組を強化することとしています。

詳細につきましては、下記及び別添資料のとおりですが、同取り組みの推進と改正労働安全衛生規則施行後の確実な措置の実施のため、貴団体の傘下会員事業場等関係者へご周知いただきたくご依頼いたします。

記

1 長野労働局における熱中症予防対策の主な取組事項

- (1) 熱中症予防のための具体的な対策等に関する「熱中症予防対策セミナー」を令和 7 年 5 月 12 日（月）に開催します。
- (2) 長野労働局ホームページに熱中症予防対策特設サイトを開設し、広く情報提供を行います。
- (3) 長野駅前ペDESTリアンデッキへ横断幕を掲出し、広く周知啓発を行います。
- (4) 県下各労働基準監督署において、熱中症対策に関する改正労働安全衛生規則等の周知指導や広報活動等を実施します。

2 熱中症対策に関する改正労働安全衛生規則[※]

「WBGT（暑さ指数）28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業において、熱中症に関する以下事項が事業者[※]に義務付けられます。

- (1) **体制整備** 「熱中症の自覚症状がある作業[※]者」や「熱中症のおそれがある作業[※]者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備を行うこと。
- (2) **手順作成** 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等のほか、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を作成すること。
- (3) **関係者への周知** 上記において策定した**体制**及び**手順**を関係作業[※]者へ周知すること。

3 参考資料等

別添 1 長野県内における熱中症による労働災害発生状況

別添 2 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット

別添 3 「職場における熱中症対策の強化について」(改正労働安全衛生規則リーフレット)

別添 4 「熱中症予防対策セミナー」リーフレット

※ 労働安全衛生規則第 612 条の 2 (令和 7 年 6 月 1 日施行)

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

【参考】

長野労働局ホームページ

熱中症予防対策特設サイト

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/nettyuusyou_yobou.html



新たに「職場における熱中症予防に向けた長野労働局長メッセージ」を長野労働局ホームページに掲載しました。

こちらも周知等いただきたくお願いします。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/newpage_00439.html



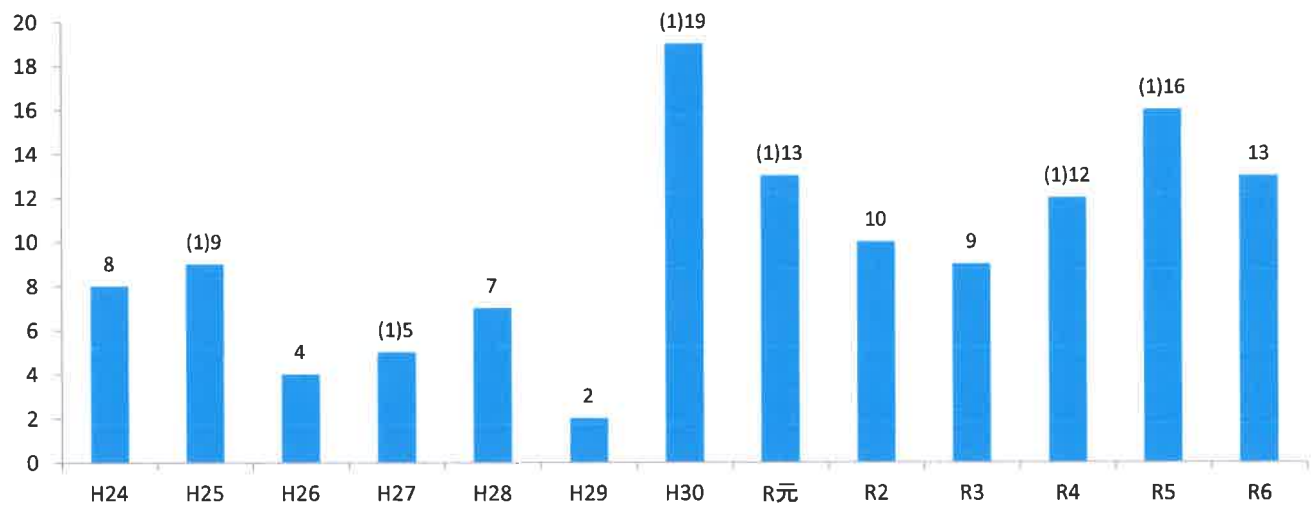
問い合わせ先

松本労働基準監督署 安全衛生課 電話：0263-44-1252

長野県内における熱中症による労働災害発生状況

■ 熱中症による労働災害発生状況の推移(休業4日以上、単位:人)

長野労働局



※ ()内は死亡者数で内数

■ 熱中症の業種別・年別発生状況(休業4日以上、単位:人)

業種	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
製造業		2	1	(1) 3	1			3	2	1		2	2	(1)17
建設業	5	(1) 2	2		5		5		1	1	3	5	3	(1)32
道路貨物運送業				1	1	1	2			2	2	1	1	11
林業								1						1
商業	1	2					(1)2	1	1		(1)2	4		(1)13
飲食店	1													1
ビルメンテナンス業	1							1	1		1	1	1	6
警備業		2				1	5	(1)1	1	1	1		3	(1)15
その他		1	1	1			5	6	4	4	3	(1)3	3	(1)31
合計	8	(1) 9	4	(1) 5	7	2	(1)19	(1)13	10	9	(1)12	(1)16	13	(6)127

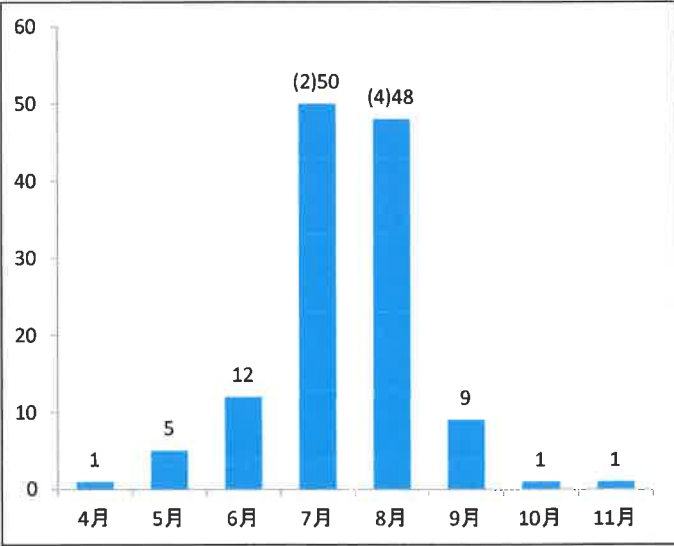
※ ()内は死亡者数で内数

■ 熱中症の月別発生状況(平成24年～令和6年)

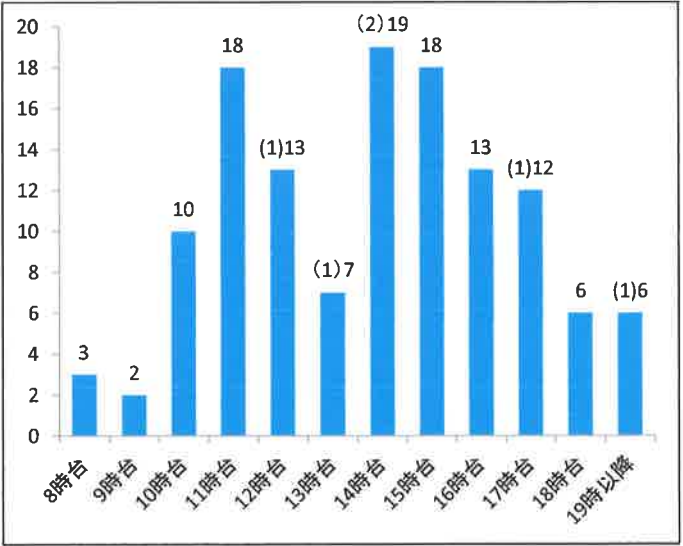
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
熱中症(人)	1	5	12	(2)50	(4)48	9	1	1	(6)127

※ ()内は死亡者数で内数

熱中症の月別発生状況(平成24年～令和6年)



熱中症の時間帯別発生状況(平成24年～令和6年)



■ 熱中症の時間帯別発生状況(平成24年～令和6年)

時間帯	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時以降	合計
熱中症(人)	3	2	10	18	(1)13	(1)7	(2)19	18	13	(1)12	6	(1)6	(6)127

※ ()内は死亡者数で内数

■ 熱中症による死亡災害事例

発生年・業種	発生状況の概要
平成25年 建設業	墓地のリフォーム作業中(玉砂利部分を石貼りに変更する工事)、石貼り作業に従事していた被災者が石柵(高さ52cm)にもたれ込んでいることを工事担当者が発見し、消防署へ通報、救急搬送されたが死亡したもの。
平成27年 製造業	食品残渣等廃棄物から有機肥料を製造する事業場において、廃棄物の入ったフレコンバックを車両積載形トラッククレーンの荷台から下ろす作業を行っていた被災者が意識を失い倒れた。
平成30年 商業	真夏の屋外で露店を営業するため、午前中から調理器具の準備や仕込等の作業を行い、また、同所において、夕方からの営業で接客等の作業を行い熱中症を発症した。
令和元年 警備業	道路上で交通誘導業務を行っていたところ、熱中症を発症した。
令和4年 商業	顧客の農業用ハウス内において14時頃から被災者一人で自動カーテンのワイヤー交換作業を行っていたところ、意識を失い倒れた。17時頃に顧客関係者に発見され、救急搬送されたが死亡したもの。
令和5年 農業	朝方から水田脇の畦道の草刈り作業をしていたところ、作業現場で倒れているところを、通りがかった付近の住民が発見し、救急搬送されたが死亡したもの。

■ 熱中症による死亡災害事例(参考:長野県内への出張中の労働者にかかるもの)

発生年・業種	発生状況の概要
令和3年 商業	屋根上に設置された太陽光パネルの点検清掃作業等を行っていた被災者が倒れているところを発見され、病院へ搬送されたが死亡したもの。

■ 熱中症による主な休業災害事例(平成24年～令和6年)

業種	発生状況の概要
製造業	エアコンが稼働している工場内において、電気配線の組立作業を行っていたが、室温が30度ほどになり、午後3時ころから頭痛、吐き気の症状が発生し、終業後も体調が戻らないため、病院を受診した。
製造業	製造ラインで部品を取り付ける作業を屈んで行っていたところ、座り込み、そのまま倒れた。意識を失い、けいれんが発生していたため救急車で搬送された。
製造業	製造ライン(めっき槽)のメンテナンス作業中、合羽、マスクを装着し作業を行っていたところ、手指の痙攣が発生し、病院を受診した。
建設業	個人住宅の現場において、基礎周りを70cm程度手掘りで掘削していたところ、めまいや吐き気が出て、仕事が出来なくなった。
建設業	建築工事現場において、型枠組立て作業に従事し、休憩の際、水分を摂取しようとしたが嘔吐し、手足のしびれが発生、その後、全身の痙攣が始まったため、救急車で病院へ搬送された。
建設業	住宅基礎工事現場において、コンクリート圧送作業に従事していたところ、手足のしびれとめまいのため、動けなくなり、救急車で病院へ搬送された。
道路貨物運送業	構内で仕分け作業中、体調が悪くなり、休憩をとっていたが、立ち上がることができなくなり、救急車で病院へ搬送された。
道路貨物運送業	客先構内で集荷業務を行っていた際、全身が痙攣し動けなくなったため、救急車で病院へ搬送された。
林業	草刈作業中に、草を集める作業を行っていたところ、具合が悪くなり座り込んだ。その後入院となった。
教育研究業	埋蔵文化財の遺構精査作業中に立ち眩みをおこして緊急搬送された。一週間後、再び熱中症の症状が現れ救急搬送された。
保健衛生業	保育園敷地内の屋外プールの清掃作業中、吐き気がし、屋内にて休んでいたものの体調が回復しなかったため、病院を受診した。
保健衛生業 (派遣業)	派遣先の病院にて勤務中、浴室で患者の入浴介助中、患者の腕を支えようとした際、足に力が入らなくなり、座り込んでしまった。応急処置をしたが、改善がないため、救急車で病院に搬送された。
接客娯楽業 (公園・遊園地)	炎天下でグラウンドの散水作業中、長時間の作業後、頭痛を訴え、嘔吐した。
ビルメンテナンス業	ホテルの客室清掃作業中、水分補給が不足していたため、ホテルフロア内にて具合が悪くなり自力で歩けなくなったことから、救急車により病院へ搬送された。
警備業	警備業務中、他の従業員から様子がおかしいとの連絡が入り、当人へ連絡したところ、呂律が回らず、休憩を取らせたが、回復がなかったため、救急車で病院に搬送された。
警備業	交通誘導業務を行っていたところ、頭痛を発症したが我慢して業務を継続。帰宅後に頭痛が悪化し、嘔吐と下痢を発症して動けなくなったため、病院を受診した。

(令和7年3月)

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組期間

長野県内では7、8月を
重点取組期間としています！

準備期間 4月 にすべきこと

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

長野労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整

※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

一定の作業(注)について、労働安全衛生規則上の義務となります(令和7年6月1日施行)。

(注)「WBGT(暑さ指数)28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

重点取組期間
7月・8月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至させない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

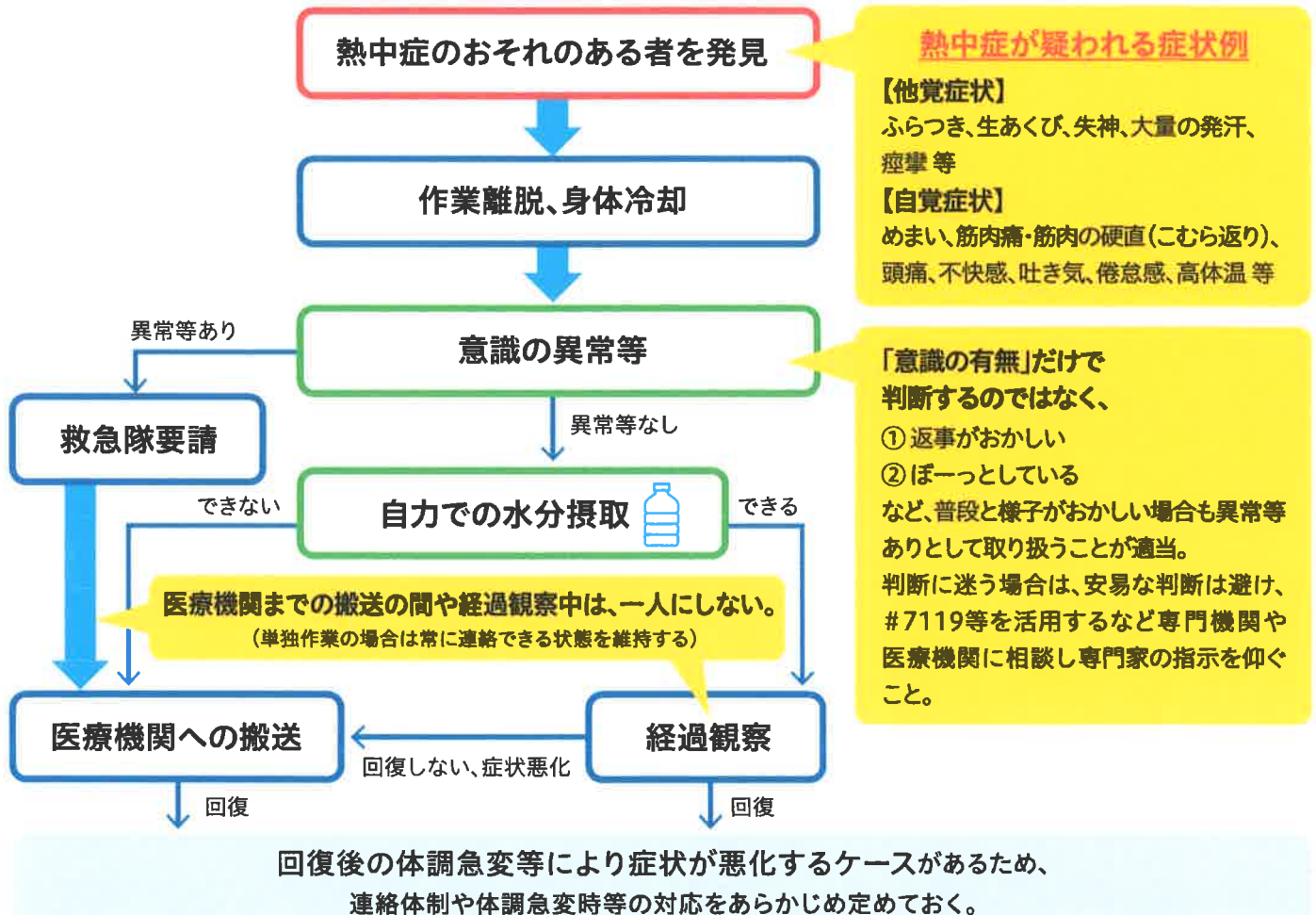
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

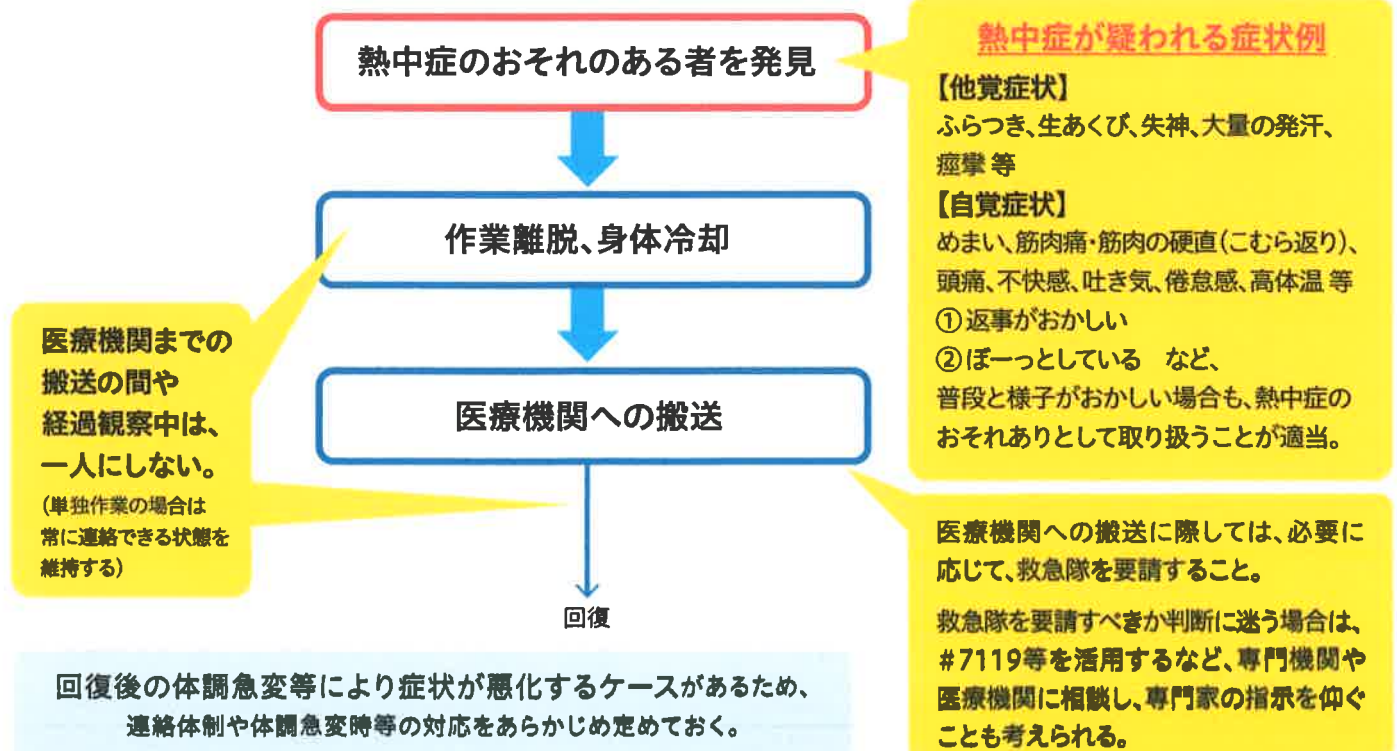
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症予防対策 セミナー

長野産業保健総合支援センターと長野労働局との共同開催事業

毎年5月から9月まで、「STOP !熱中症クールワークキャンペーン」を実施していますが、「熱中症」は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内の重要な調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、毎年、熱中症で命を落とす人がいます。本セミナーは熱中症から労働者の命を守る対策をご一緒に考えていきましょう。

日時

2025年**5月12日** (月) **13:30～16:00**

会場：長野市若里市民文化ホール

長野市若里3丁目22-2 TEL026-223-2223

●第1部 行政説明 13時30分～14時00分

「熱中症災害の現状」

講師：長野労働局 労働基準部 健康安全課

●第2部 特別講演 14時00分～16時00分

「酷暑時代の熱中症対策」

～その実態と職場における有効な対策について～

講師：(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

化学物質情報管理研究センター

ばく露評価研究部長 齊藤宏之先生



〇お申し込み：当センターホームページより5月7日(水)までにお申し込みください。
定員80名になりましたら、締め切らせていただきます。参加は無料です。

〇お問い合わせ：

独立行政法人労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センター

TEL 026-225-8533 FAX 026-225-8535

HP <https://www.naganos.johas.go.jp>

長野産業保健総合支援センター

